平成２５年（フ）第２２４号
長野県松本市大字大村1027番地８
破産者　手塚　高志
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２６号
岐阜県高山市松之木町2704番地８、開始決定時の住所岐阜県飛騨市神岡町西1302番地
破産者　家柄木清和
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
愛知県一宮市浅井町黒岩字宮東29番地　ケアハウスユーハウスいわと
破産者　宮木　保彦
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２７２号
大阪府松原市上田１―２―13、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番11号
破産者　井上　敦雄
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７３８号
大阪市旭区清水３丁目14番24号
破産者　佐藤　文則
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２２号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５　シティハイツ日野旭が丘２―1009
破産者　市古　直也
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３２８号
大阪市旭区中宮１―３―10　キンキハイツ301号、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目３番９号
破産者　早瀬　卓美
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３６号
大阪府門真市深田町16番34号
破産者　ＡＣＴ―１こと　荒木　進一
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６３号
大阪府豊中市豊南町西３丁目15番20号、申立時の住所大阪府豊中市岡町北３丁目10番18―105号
破産者　藪野　博文
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８６号
大阪市中央区島之内２丁目17番22号　サンプラザ126島之内301号
破産者　Ｋａｎａｅ☆ｔｅこと　村岡まり子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９３号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番16号　ヴィラ貴瀬３号館202号室、開始決定時大阪府茨木市水尾１丁目19番12号　西田メゾン201号
破産者　西田　昌治
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３２号
大阪市港区三先２丁目13番４―203号、前住所大阪市港区弁天３丁目16番９号
破産者　生湯　詳二
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９７３号
大阪府富田林市高辺台３―４　第57棟第203号室、開始決定時の住所大阪市住吉区大領３丁目２番36号　大阪府立障がい者自立センター内
破産者　中野　義一
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１４号
大阪市中央区難波千日前５番６号　西政マンション203
破産者　浅野冨貴子
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４６号
大阪府門真市柳町７―９―202、住民票上の住所大阪府門真市中町７番７号
破産者　魚井　忠博
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７７号
大阪府東大阪市水走１丁目４番32号、開始決定時大阪府東大阪市衣摺５丁目20番15号
破産者　佐田日出和
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６号
神戸市垂水区塩屋町９丁目17番８―102号
破産者　中村勝四郎
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部